

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 財政課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>(指摘 1)売却可能資産の範囲及び内訳注記の記載誤り</b></p> <p>松山市は上記注記の売却可能額を記載していると説明した 96 百万円について、売却可能額ではなく貸借対照表における簿価を記載しており、売却可能額を記載していないことが判明した。</p> <p>また、松山市は注記の( )内に事業用資産・土地の貸借対照表上における簿価総額を記載していた。</p> <p>本注記の趣旨は、売却可能資産の売却可能額と貸借対照表上の簿価を示すことで、財務書類の利用者に売却可能資産の含み損益情報を提供するところにあると思われる。</p> <p>現状の様な注記の趣旨と異なる金額を記載すると、財務書類の利用者に誤解を与えかねない記述となってしまうことから、記載内容の再確認と記述の訂正が必要である。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、令和 2 年度松山市財務書類の注記の見直しを行い、「5 追加情報 (2) 貸借対照表①売却可能資産の範囲及び内訳イ内訳」に売却可能資産の売却可能額と簿価を記載した。</p> <p>今後は、総務省の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき、適切かつ明瞭な財務書類の作成を行っていく。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

消防局 地域消防推進課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘)消防ポンプ蔵置所跡地の普通財産への区分遅れ</p> <p>粟井分団3部ポンプ蔵置所の土地については、令和2年度の未利用地調査で利用の見込みがないものと判断され、さらに令和2年10月に消防ポンプ蔵置所が取り壊されているにもかかわらず、令和3年度においても、地域消防推進課が依然として行政財産として所管している。</p> <p>行政財産は行政目的達成のために使用されるものであるため、更地(施設がない)の状態の土地で、未利用地調査において利用の見込みがないものと判断された時点において普通財産に変更されなければならないはずである。</p>	<p>今回の指摘を踏まえて、令和3年11月に、行政財産から普通財産への区分変更を行いました。</p> <p>なお、業務フローを作成し、担当内で共有しました。今後は作成したフローに沿って業務にあたることとし、適正に事務を処理します。</p>

(別紙1)

外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 管財課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘 8) 個別施設計画における集計誤りについて</p> <p>個別施設計画の⑤清掃・雨水・公園の区分において、従来型のコスト見込み部分に対象ではない196か所の施設合計3.6億円が誤って含まれていた。そのため、⑤清掃・雨水・公園の10年間での従来型のコスト見込み額が8.6億円、削減見込み額が7.7億円と掲載されているところ、正しくは前者が5.0億円、後者は4.1億円と訂正する必要がある。</p>	<p>令和3年度末の松山市公共施設等総合管理計画の改訂にあわせて、指摘事項とされた個別施設計画における集計誤りを訂正した。</p>